

# 住宅宿泊事業に係る事業開始までのフロー（届出までの流れ）

## 届出者の対応

届出前に必要な準備		事業開始までに必要な準備
<input type="checkbox"/>	尼崎市の条例で定める制限区域に該当しないことの確認。 詳しくは尼崎市HP「住宅宿泊事業法について」を確認。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>運用体制の整備</b></li> <li><input type="checkbox"/> 宿泊者の衛生の確保（定期的な清掃）</li> <li><input type="checkbox"/> 宿泊者の安全の確保（避難場所等の情報提供等）</li> <li><input type="checkbox"/> 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国語を用いた届出住宅の設備の使用方法に関する案内</li> <li>・ 外国語を用いた交通手段に関する情報提供</li> <li>・ 外国語を用いた緊急時の通報連絡先に関する案内</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 宿泊者名簿の備付け                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊者の氏名、住所、職業、宿泊日</li> <li>・ 外国人であるときは、その国籍及び旅券番号</li> <li>・ 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための体制整備</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 宿泊者に対し、周辺環境へ配慮すべき事項を説明                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音防止のために配慮すべき事項</li> <li>・ ゴミの処理に関し配慮すべき事項</li> <li>・ 火災防止のために配慮すべき事項</li> <li>・ その他届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 苦情等への対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 深夜早朝問わず、常時、応答又は電話により対応すること。</li> <li>・ 宿泊者が滞在していない間も、苦情及び問い合わせについては対応すること。</li> </ul> </li> </ul>
<input type="checkbox"/>	（共同住宅の場合） マンションの管理規約等で、住宅宿泊事業が禁止されていないことの確認。 賃貸住宅等の場合、賃貸借人等に賃貸住宅等の契約確認。	
<input type="checkbox"/>	（住宅宿泊管理業者へ委託が必要な場合） 住宅宿泊管理業者と契約を締結。	
<input type="checkbox"/>	消防適合通知書の交付手続きをする。 （消防局予防課予防担当まで 06-6481-3964）	
<input type="checkbox"/>	住宅宿泊事業法第6条に基づく非常用照明器具の設置、避難経路の表示等の確認。 ⇒住宅の図面に措置を記載。 詳しくは「安全措置の手引き」参照。	
<input type="checkbox"/>	近隣住民へ事業内容の説明。 （届出をしようとする7日前までに実施） 「近隣住民」の定義及び説明項目は尼崎市ガイドライン参照。	
<input type="checkbox"/>	自治会長へ事業開始の旨連絡する。	
<input type="checkbox"/>	届出に必要な添付書類の準備。	
<input type="checkbox"/>	（電子署名機能を利用される場合） 個人の場合：マイナンバーカード及びICカードリーダーの準備。 法人の場合：登記所へ事前申請。	

## 届出（※原則、民泊制度運営システムを利用）

## 行政担当者の対応

- ・ 届出内容、添付書類等の不備確認 及び 届出者に対する不備解消の指示。  
（※ 2週間程度かかります。）
- ・ 不備の解消後、受理
- ・ 届出番号 及び 標識データの送付

## 事業開始時及び開始後の報告について

届出者が行うべき措置	
<input type="checkbox"/>	事業開始時は、標識をカラー印刷し、ラミネート加工等を施した標識を公衆の見やすい位置に掲示すること。
<input type="checkbox"/>	民泊運営システムを利用して、届出住宅ごとに、毎年偶数月の15日までに、それぞれの月の前2ヶ月分における人を宿泊させた日数等を報告すること。